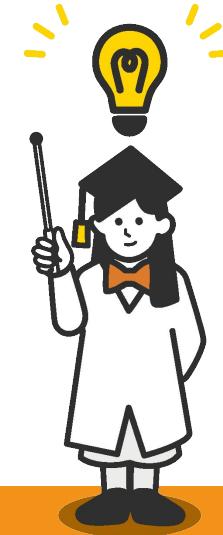




TOKYO METROPOLIS

## 学びのアップデート 31

Learning Updates



## Contents menu

- 01 「GIGAワークブックとうきょう」等を活用した偽・誤情報への対応について
- 02 瑞穂町における「SNS学校ルール」の取組と「SNS家庭ルール」の啓発
- 03 生成AIによる生成物の取扱い



最近、子供たちの身近にも  
偽・誤情報が溢れていて危険だ。  
子供たちを守るために、  
どのように啓発すればいいのだろう。



偽動画



偽画像



誤情報

児童・生徒が偽・誤情報によって被害を受けないよう、  
東京都の教材を使って学習しましょう。



東京都では、子供たちの情報モラルを育成するため、様々な教材を公開しています。偽・誤情報に関する教材の一部を紹介しますので、御活用ください。



「GIGAワークブックとうきょう」の教材を紹介します。



画像をクリックすると  
教材を見ることができます

▼なぜ、お金持ちをアピールしているの? ▼デマを信じてしまうときは?

### ▼ 情報の信憑性の確かめ方

ネット上にある情報は、すべてが信頼できる情報とは限りません。こうした情報を見極めるには、「だいふく」の視点で考えてみましょう。

だれが書いたいるの？

いつ書いたの？

ふくううの情報を確かめた？

○○ニュース  
□□ニュース  
△△ニュース

▼間違った情報を公開してしまうと

リスク小 問題はほとんどない	リスク中 問題を引き起こしがちであるかも	リスク大 多くの場合引き起こしがち	
<p>【○○】</p> <p>「○○」というおかげで、発表資料をつくり、まちのホームページで公開することにしました。</p> <p>もし、その資料に間違いがあった場合、どのくらいのリスク（危険性）があるのでしょうか。</p> <p>それぞれのリスクを考えてみよう。</p>	<p>【○○】</p> <p>「○○」という歴史上の人物は、1804年に△△で生まれました。</p> <p>1905年△△で生まれていた</p>	<p>【○○】</p> <p>○○というスポーツチームは、お家はもう△△チュー ラーにされる</p> <p>お家はお家では△△に とはしていなかた</p>	<p>【○○】</p> <p>○○最初のケーキ屋さんがあつれて しまった</p> <p>お家はニューアル工 事をしていた</p>

「GIGAワークブックとうきょう アドバンスト」(PDF版)  
[https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/doc/r7/giga\\_workbook\\_advanced.pdf](https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/doc/r7/giga_workbook_advanced.pdf)

## 「GIGAワークブックとうきょうスタンダード」(電子版) ・間違った情報を公開してしまった

[https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/giga/workbook/sns\\_tokyo\\_note\\_tsukuru\\_security2.html](https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/giga/workbook/sns_tokyo_note_tsukuru_security2.html)

## 「GIGAワークブックとうきょう アドバンスト」（電子版） ・情報の信頼性の確かめ方

[https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/giga\\_workbook/sns\\_tokyo\\_note\\_advanced\\_shiraberu\\_jouhoumorals.html](https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/giga_workbook/sns_tokyo_note_advanced_shiraberu_jouhoumorals.html)

・デマを信じてしまうときは?

[https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/giga\\_workbook/sns\\_tokyo\\_note\\_advanced\\_shiraberu\\_jouhoumorals2.html](https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/giga_workbook/sns_tokyo_note_advanced_shiraberu_jouhoumorals2.html)



「考え方！デジタルリテラシー」の教材を紹介します。



画像をクリックすると  
教材を見ることができます

子供たちが偽・誤情報によって被害を受けないためには、情報の真偽を疑い、多角的に検証する批判的思考力を育成し、安易に拡散しない責任感を育てることが重要です。子供たちが正しい知識をもち、偽・誤情報に対する判断力をもてるよう、情報教育の推進を引き続きお願いします。



同じニュースサイトなのに、  
記事の内容が違うのはなぜ？

事例を見る

F君が自分のスマホを見せながら

「ネットのニュースは日本人メジャーリーガーの話題ばかりだよ、

世の中はこの選手に夢中だね」と話しかけてきました。

でもG子さんのスマホは、同じニュースサイトなのに芸能人のゴシップ記事ばかり。

何が起きているのでしょうか？

解説を見る

「考え方！デジタルリテラシー」

[https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/digital\\_literacy\\_menu.html](https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/digital_literacy_menu.html)

「考え方！デジタルリテラシー」は、最近のトラブル事例について学べる教材です。事例を開き、その事例について考えます。その後、解説を読んでその内容について調べたり、教室等の中で話し合ったりしながら、自分の考えを深めることをねらいとしています。

### 【解説】

ニュースサイトやSNSの多くは「その人が好むであろう記事やユーザーの投稿を優先して表示する」機能（アルゴリズムと言います）を持っています。

無料のアプリ、SNSは、多くの人に長時間使ってもらい、広告をたくさん見てもらうことで収益を得ています。

だから「その人が好きそうな情報」ばかりで画面が溢れかえるのです。



### 【考えてみよう】

・「自分が好きそうな情報」ばかりが表示されると、  
どんな問題が想定されるでしょう。

・「フィルターバブル」「エコーチェンバー」といった言葉の意味を調べてみましょう。



SNS学校ルールの取組について紹介します。

瑞穂町立瑞穂第一小学校では、児童や保護者、教職員の声や、児童を取り巻く環境等の実態に即して改訂しています。

東京都でも、児童・生徒を中心としたSNS学校ルールの見直しを推奨しております。

本取組をSNS学校ルールの見直しのヒントとしてください。

## ●瑞穂第一小学校の先生方の声

- 子供たちが自分自身の事としてとらえ、具体的に話し合うことができた。
  - 「グループは作らない。」「個人情報は載せない。」「知らない人とはつながらない。」などは、危機感や困り感、嫌な思いを抱いていた子供たちから出た。
  - ルール作りの後、このルールを根拠にして指導することができた。



教室掲示用

# エヌエヌエスみずほだいいちしょうがっこう 「SNS瑞穂第一小学校ルール」

令和7年7月18日(金)

瑞穂第一小学校の皆さんと、保護者の方の意見を参考に考えたルールです。

SNSを上手に使って、みんなで気持ちよく生活できるようにしましょう。

## 【3つのルール】

- 1 人がいやがることはしない。  
○書込込んだ内容は、相手の気持ちになって読み返そう。  
○個人情報は、のせないようにしよう。
- 2 SNSで大ぜいのグループは作らない。  
○大切なことは直接話そう。  
○大切な番号や名前の人とはつながらないようにしよう。
- 3 いつでも保護者に相談・確認をしよう。  
○困ったことが起きたら、すぐに大人に相談しよう。  
○時間や場所など、家人の人とルールをつくろう。  
○決めたルールは、守ろう。



資料 1		令和7年6月20日(金)朝学習の時間 SNS 瑞穂第一小学校ルール作成に向けてのタイムスケジュール						
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
児童へ予告 (4-6年)	児童が考 える (4-6年)	保護者の 意見を聞 く (4-6年)	学校で経 過を集約 (生活指導 部)	代表委員 会	校長の決 定・職員へ の周知	児童への 周知 (全校)	保護者へ の周知	
期 日	6/20(金)	6/27(金)	6/27(金)	7/4(金) -7/16(水)	7/10(木) -7/16(水)	7/16(木)	7/18(金)	7/18(金)
時 間	朝学習 8:20-8:30	朝学習 8:20-8:30	家庭への手紙を出し、 7/2(水)までに回収	臨時の生活指導部会	中休み	職員夕会 + C4h 掲示版等	終業式	生活指導 だより
内 容	「3つの柱」を示し、趣旨や詳細を伝え、考える部分を提示する。内容は宿題にして週明けの6/24(火)までに回収する。 【資料1】	回収された児童の意見を簡潔にまとめて、児童に提示する。 【資料2】	保護者あての手紙を配布し、児童の意見を集約された内容を伝える。手紙の下欄に「保護者より」の簡単なメモのスペースを設ける。たとえ少數の回収でも、大人の意見を反映させたい。 【資料2】(前回と同じ)	生活指導主幹が保護者から得た意見を集約し、部内で、記載するべき内容を話し合う。 【資料3】	7/10(木)の中休みに臨時に代表委員会を招集し、各学級で現段階の案を知らせる。	生活指導主幹がまとめたものを、教務主幹、副校長で協議し、校長が決定する。 【資料4】	7/17(木)までに代表委員会にて決定内容を伝える。	生活指導主幹が資料を作成し、配布する。



SNS家庭ルールについて、瑞穂町教育委員会の取組を紹介します。  
児童・生徒へのSNSルールの定着はもちろん、保護者への啓発について、参考にしてください。



瑞穂町教育委員会では、各家庭の情報モラル教育の充実のため、「みずほストップ22・SNS家庭ルール」を作成し、各家庭でSNS家庭ルールを作成するための資料を公開しています。

この資料を全家庭に配布するとともに、校長講話や学級指導、保護者会の話題、学校だよりや学校ホームページへの掲載など、学校・学年の状況に応じて、活用しています。

## ●保護者の声

- 親がしっかりと子供のSNS利用を管理する意識をもつことが大切
- 親子で一緒に学ぶ気持ちになった。
- 定期的に親子でよく話し合うことがとても大切

### 3 みずほストップ22・SNS家庭ルール

#### 家庭で話し合いましょう

- 利用目的  
何をするために使いますか？
- 利用条件  
いつ、どこで、どのくらい使いますか？
- マナー  
みんなが気持ちよく安心して利用するために、どのようなことに気を付けますか？
- 安全な使い方  
トラブルや被害に遭わいために、どのようなことに気を付けますか？

#### 保護者の皆様へ

通信機器を持たせるのも、制限するのも、保護者の皆様にしかできないことです。

- SNSやオンラインゲームの対象年齢を確かめましょう。  
対象年齢以外のサービスを使わせると、トラブルのリスクが生じます。
- 通信状況を把握するとともに、ID・パスワードの管理を保護者が行うなど、安全な利用方法について、お子さんと共通理解を図りましょう。  
フィルタリング機能も、とても有効なツールです。
- お子さんと話し合い、「SNS家庭ルール」をつくり、実行しましょう。  
お子さんが守れる、分かりやすいルールづくりを心掛け、ルールが守れなかったら、内容をお子さんと見直してみましょう。
- 日頃からの開けかたを大切にして、お子さんが困ったときは、すぐに相談できる環境をつくりましょう。
- 通信機器の利用について、お子さんの手本になるよう心掛けましょう。
- 顔を見て会話するなど、日頃のコミュニケーションを大切にしましょう。

### 4 みずほストップ22・SNS家庭ルール

#### ルール作りのポイント

- ① 「小さく」「具体的」で守りやすいルールにする  
(例) 午後〇時以降は、スマホを保護者に渡します。
- ② お子さん自身にルールを宣言してもらう  
保護者が押し付けるのではなく、お子さんが納得できる理由を示し、家族みんなでルールを守る意識が必要です。
- ③ ルールを二段階構造にしておく  
決めたルールを守れなかつた場合のルール（メタルール）も同時に決めておきます。  
(例) 守れなかつたら、1週間スマホを保護者に預かってもらい、その間は使いません。

#### お子さんと話し合ってルールを作りましょう。

- 
- 
- 
- 
-

## 03 生成AIによる生成物の取扱いについて



生成AIによる画像等の生成物について、デジタル推進課への質問が来ましたので、東京都としての考え方を紹介します。

学びのアップデート第30号で御紹介したとおり、生成AIを利用する際には、必ず**国のガイドラインや東京都や各区市町村のセキュリティポリシーやルール、ガイドライン及び生成AIサービスの利用規約を遵守した**教育活動や校務への利用をお願いしました。

その中でも画像等の生成物については、都立学校生成AIガイドラインでは以下のように示しておりますので参考にしてください。そして、**各区市町村のセキュリティポリシーやルール、ガイドライン及び生成AIサービスの利用規約を遵守し、著作物との類似性を調べるなどした上で生成物を使用する**ようにお願いします。

### 参考

#### 都立学校生成AI利活用ガイドライン Ver.1.0

##### 4 厳守事項

###### (3) 生成物に関する著作権、肖像権の考慮

ア 生成AIで生成した生成物（画像、音楽、動画を含む。）の使用に当たっては、既存の著作物と類似していないかなど、生成物が生成AIサービス利用者の意図せず著作権者の権利を害することがないよう配慮すること。

## 03 生成AIによる生成物の取扱いについて



国のガイドラインの中から、学校において生成AIを利活用する場合の著作権に関する基本的な考え方や留意点を紹介します。

学校で生成AIを使うときは、著作権に注意が必要です。

一番のポイントは、「授業中」か「授業外」かです。

「授業中」に先生や生徒が使う場合は、著作権法第35条で守られています。生成AIが作ったものが、もし他人の作品に似ているも、許可なく使うことができます。

しかし、「授業外」（学校のホームページやパンフレットなど）で使う場合は、このルールは適用されません。

生成AIが作ったものが他人の作品に似ていると、著作権侵害になる恐れがあります。

授業外で使う前には、ネット検索で似た作品がないか確認し、生成AIにわざと似せる指示（特定のキャラクター名を入れるなど）はしないようにしましょう。

### （学校において生成AIを利活用する場合の著作権に関する基本的な考え方）

学校においても、生成AIを利活用して生成した文章等を利用する場合などにおいては、既存の著作物に係る権利を侵害することのないように留意する必要がある。すなわち、生成物に既存の著作物との類似性及び依拠性があるか否かについて、留意する必要がある。

一方、学校においては、授業の過程における複製についての権利制限規定（著作権法第35条）により許諾なく著作物の複製や公衆送信が可能とされている。そのため、この規定の範囲内であれば、教師や児童生徒が生成AIを利活用して生成したものが、既存の著作物との類似性及び依拠性があるものであっても、著作権侵害とはならず、著作権者の許諾なく、授業の過程において利用することが可能である。

他方で、授業目的の範囲を超えて利用する場合には、著作権法第35条が適用される要件を満たさない。この場合、既存の著作物との類似性及び依拠性がある生成物を利用するには、原則として著作権者の許諾が必要であり、許諾を得ず利用すれば著作権侵害となり得る。

なお、著作権法第35条が適用されない場合であっても、その他の権利制限規定の適用を受けて、著作権者の許諾が不要となる場合もある。

### （生成AIの利活用時における著作権に関する留意点）

AIと著作権の関係についてはいくつかの論点<sup>16</sup>があるが、学校現場においては、まず、授業の過程における著作物の利用として、著作権法第35条が適用される場合かどうかを確認することが必要である。同条が適用されない場合は、著作権侵害となる可能性があるため、以下の点を確認し、著作権侵害を避けるよう取り組むことが望ましい。<sup>17</sup>

- キャラクター名等の特定の固有名詞を入力するなど、既存の著作物と類似したものを意図した生成は行わず、また、生成に用いたプロンプトなど、生成物の生成過程を確認可能な状態にしておくこと。
- AIによる生成物については、その利用に先立って、インターネット検索等により、既存の著作物と類似していないかを確認すること。

なお、生成AIの利活用に当たっては、生成物を生成する段階（複製）については権利制限規定が適用されるが、生成物を利用する段階（公衆送信等）には適用されない場合もあり、利用場面に応じて適用が考えられる権利制限規定が異なることから、個々のケースに応じて著作権を侵害していないかに留意する必要がある。例えば、私用のPC上で既存の画像などの著作物と同一又は類似の生成物を生成する行為は、私的使用目的の範囲内の行為として権利制限規定が適用され得るが、その生成物をSNS等にアップロードする行為は、私的使用目的の範囲外の行為となり、権利制限規定が適用されないといった場合がある。具体的な事案に応じた判断は最終的には司法判断となるが、必要に応じて、文化庁において開設している相談窓口を活用することも考えられる。<sup>18</sup>

「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン(Ver. 2.0)」

（文部科学省 初等中等教育局 令和6年12月26日付）

[https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt\\_shuukyo02-000030823\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt_shuukyo02-000030823_001.pdf)

学習指導要領に示されている資質・能力を育むには、  
指導方法、学習方法、学習環境等を更新し、最新のものにする必要があります。

また、Society5.0に向けて、  
ICT機器及び環境というハード面と、それらをどう利用していくか、  
授業そのものをどのように構成するかというソフト面の  
両方のアップデートが求められています。

そこで、これからの  
「学び」を最新のものに「アップデート」していただくことを願い、  
本通信のタイトルを『学びのアップデート』としました。  
東京都教育委員会のホームページにも掲載する予定です。

## 学びのアップデート

Society5.0に向けた一人1台端末の活用のための実践事例通信  
第31号 令和7年12月15日発行 東京都教育庁総務部デジタル推進課